

統合新校開校に向けた取組体制と配慮事項、今後のスケジュールについて

1 統合新校開校に向けた取組体制

令和 5・6 年度は、統合新校の開校に向けた教育活動や交流活動等を実施していくとともに、令和 7 年 4 月の開校に向けて統合新校の教育課程や教育計画等を策定していく。また、校名の選定をはじめ、校章・校旗、校歌の作成、標準服・校則の検討及び新校舎の整備に向けた設計業務などに取り組んでいく。

これらの統合新校の開校に向けた具体的、実務的な取組を進めるため、令和 5 年度に新たな検討組織を立ち上げる。なお、取組にあたっては、統合新校推進協議会との連携を図りながら進めていく(P2の『令和5年度以降の推進体制のイメージ』参照)。

(1) 第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会

統合新校推進協議会設置要綱に基づき、令和 5 年度は校名の選定方法について協議していく。また、検討組織での取組の進捗状況等については、地域、保護者代表の委員を対象として、適宜連絡・報告会を開催のうえ、統合新校開設準備委員会から定期的に情報提供する。

(2) 第八中学校・第十一中学校統合新校開設準備委員会

統合新校の具体的、実務的な取組を進めるため、両中学校の教職員、関係小学校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成する統合新校開設準備委員会(以下「開設準備委員会」という。)を設置する。また、開設準備委員会には、下表のとおり各検討内容に応じた組織を設置し、具体的な検討を進めていくこととする。

開設準備委員会では、各検討組織の総合的な調整、取りまとめを行うほか、両校の歴史的資料の保存や展示方法について検討していく。

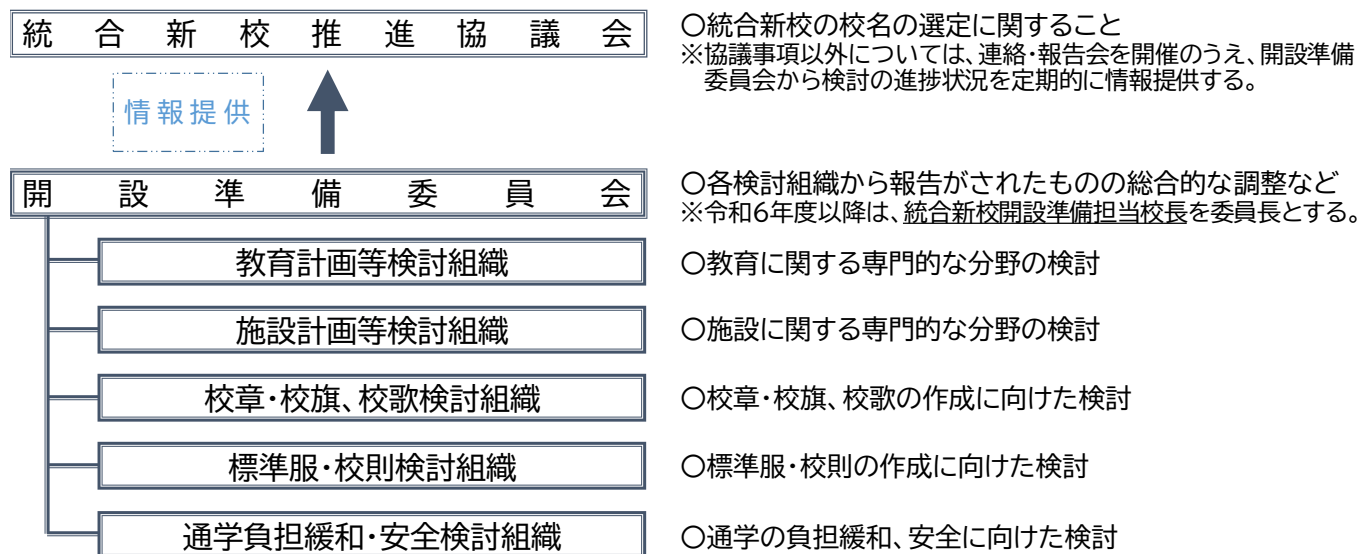
検討組織名	構成・検討内容
教育計画等 検討組織	両校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成。統合移行期間中の両校各教科の評価規準の統一や生活指導基準の統一を図るための検討、及び統合新校の教育計画の検討など、教育に関する専門的な部分の検討を行う。
施設計画等 検討組織	両校の教職員、教育委員会事務局職員及び施設担当所管(区長部局)職員で構成。統合新校の基本構想、基本設計、実施設計など、施設に関する専門的な部分の検討及び移転に向けた検討を行う。
校章・校旗、校歌 検討組織	両校の生徒、関係小中学校保護者、両校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成。校章・校旗、校歌の検討を行う。
標準服・校則 検討組織	両校の生徒、関係小中学校保護者、両校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成。標準服・校則の検討を行う。
通学負担緩和・ 安全検討組織	両校の生徒、関係小中学校保護者、地域の方、両校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成。通学の負担緩和・安全対策に関する検討を行う。

(3) 統合新校開設準備担当校長の配置

統合新校開校 1 年前の令和 6 年 4 月から、統合新校開設準備担当校長を配置する。

令和 6 年度については、統合新校開設準備担当校長を中心とした組織で、令和 7 年 4 月の開校に向けた具体的な準備を進めていく。

『令和5年度以降の推進体制のイメージ』



2 取組にあたっての配慮事項について

第5回協議会でとりまとめた協議結果における留意事項、小学校児童・保護者向けアンケートの懸念(心配)事項、中学校PTAからの要望事項(統合対象校への教員配置(加配等))等を踏まえ、各検討組織において、以下の事項に配慮して検討を進める。

検討組織名	配慮事項
教育計画等 検討組織	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 両校の良き校風等を継承しつつ、新しい学び等に取り組み、新しい学校の姿を築くこと。 ◎ 両校が培った地域との関係を基盤とし、更なる地域との連携・協働を図ること。 ○ 新校への円滑な移行に向けて、両校の生徒が開校までの期間の中で豊かな人間関係を構築することができるよう、生徒への負担を考慮しつつ、交流活動を実施すること。 ○ 統合に向けた様々な活動や統合による環境の変化に対して、十分に対応が可能な教員数の確保(加配教員や補助教員など)を図るとともに、両校の教員を新校へバランスよく配置すること。 ○ 開校時に3年生となる令和5年度の新入生から、新校開校に向けて指導方法や学習評価の段階的な統一を図ること。
施設計画等 検討組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒数、学級数の増加に適切に対応するため、暫定校舎における教育環境・生活環境の整備を図ること。 ○ 児童・生徒、保護者等への影響時期を踏まえ、新校舎の整備を着実に進めること。
標準服・ 校則 検討組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 両校の生徒や保護者の意見を踏まえ、時代に即した標準服及び校則のあり方を検討すること。
通学負担 緩和・安全 検討組織	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 第八中学校の校地が統合新校の位置となる期間について、通学距離の関係から徒歩以外での通学を必要とする生徒が最適な通学方法の選択ができるよう適切な通学負担の緩和措置を講じること。 ○ 個人ロッカーの整備など学区の広がり配慮した生徒の登下校の負担軽減を図ること。 ○ 生徒の安全な通学のため、通学経路の安全確認や必要な安全対策を講じること。

※ ◎印は、第5回協議会でとりまとめた「統合によって新設する中学校の位置、通学区域及び目指す学校像の協議結果について(報告)」において、留意事項として教育長に提出した内容。

3 今後のスケジュール(予定)

令和5・6年度について、以下の予定で取組を進める。

項目	年月	令和5年度												令和6年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
教育活動の推進		→																							
交流活動の実施		→																							
校名の公募・選定		→																							
目黒区立学校設置条例の改正														→											
教育計画等の検討・策定		→																							
施設計画等の検討・策定		→																							
校章・校旗の検討、作成														→											
校歌の検討、作成														→											
標準服の検討、決定														→											
校則の検討、決定														→											
通学負担緩和措置等の検討、決定														→											

以 上